

不審電話に関する事例

令和 7 年 9 月 22 日 8 時 45 分頃、綾町在住の 70 代住民宅に、厚生労働省職員を名乗る者から「〇〇病院で〇〇円の不正利用があるため病院へ電話してほしい。」との電話があった。その時点で不審に思い電話を切ったため、特に被害はなかった。

その後、同町役場福祉保健課へ確認の電話をしたことで本事案が判明。

途中で電話を切ったため、被害は無かった。厚生労働省から直接被保険者に、不正利用や払い戻し等の医療保険に関する電話をすることはない旨を説明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0 9 8 5 - 6 2 - 0 9 2 1（業務課）